

25/10/21 GTIN WG（検討WG #2）

令和7年度産業関係調査等事業
（消費財サプライチェーンにおける商品情報授受に関する共通コード運用等の検討事業）

■ 前提整理

□ 背景

□ ガイドラインの対象スコープ

■ ガイドラインの記載方針

□ ①商品情報に関するあるべき姿

□ ②該当例・ユースケース

□ ③必要となる業務変更

■ 今後の検討について

前提情報の整理

GTINの付番を妨げる商慣習
(昨年度調査)

GTINの設定に関する各社運
用状況（本年度）

商品情報の在り方に関する業界標準の作成

GTINに関するガイドライン成果物

①商品情報に関するあるべき姿

- ✓ 対象となる商品
- ✓ 商品の扱い方に関するルール

②該当例・ユースケース

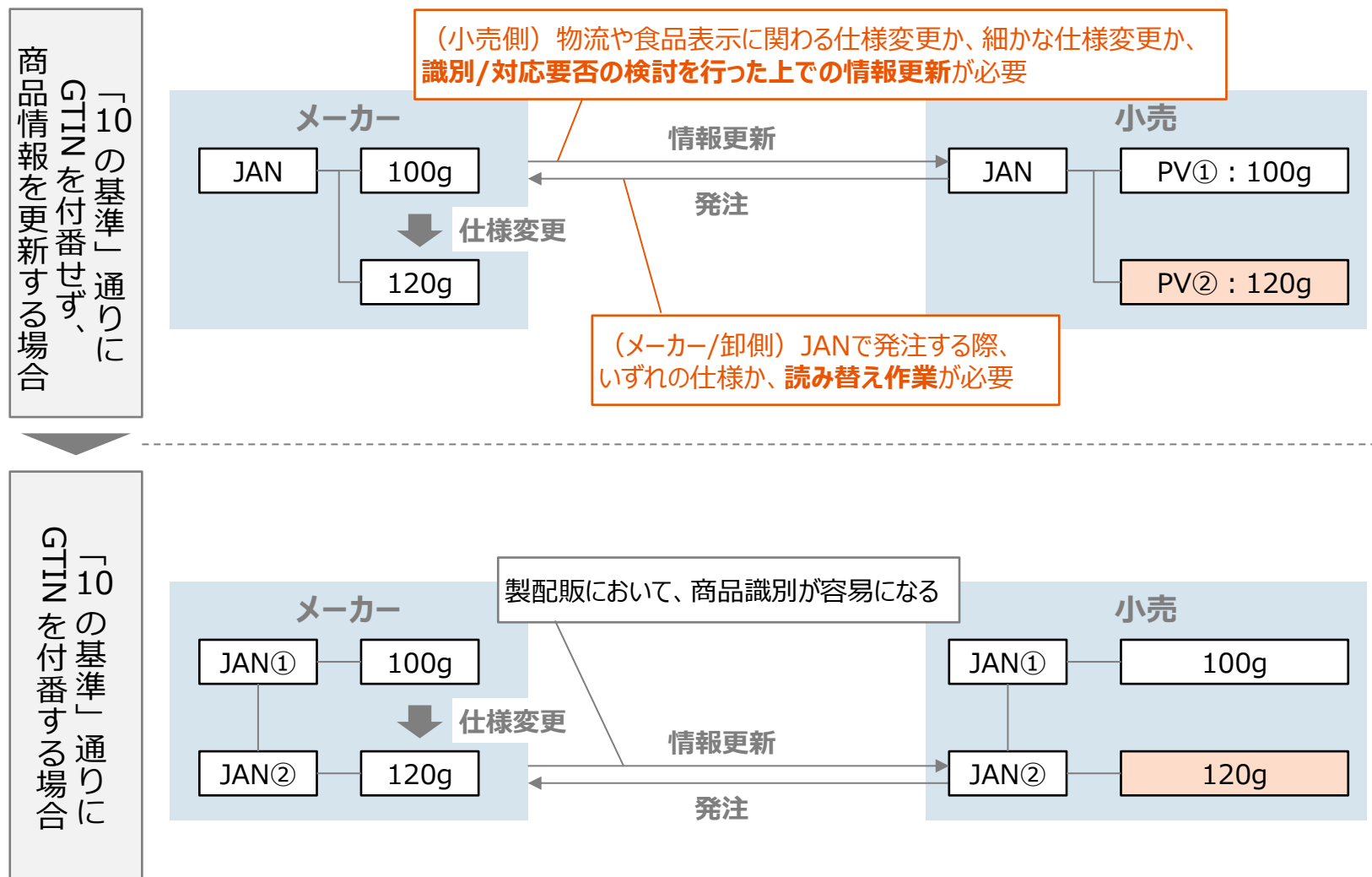
- ✓ 10の基準における、国内状況を踏まえた解釈と該当/非該当例

③必要となる業務変更

- ✓ 上記①②の運用時に必要となる業務の変更点についての整理

GTINを正しく付番すべき背景

「10の基準」通りにGTINを付番することで、情報更新や発注の際の工数を削減することが目的。



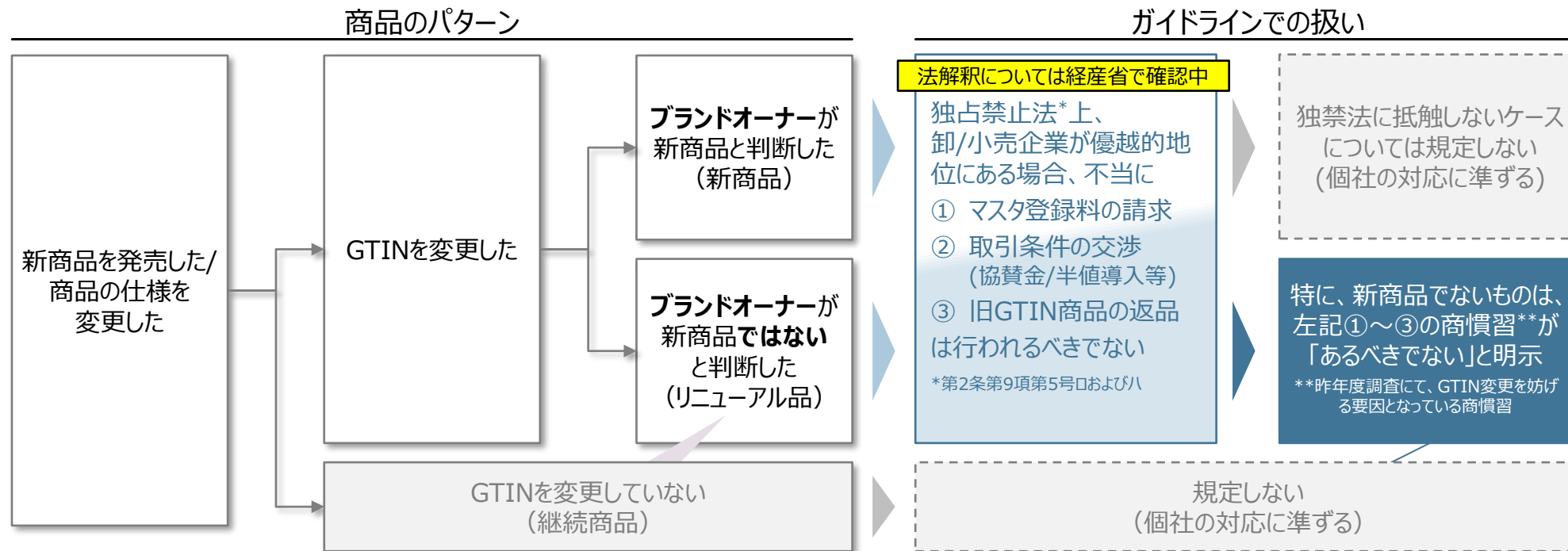
「10の基準」遵守を前提に、現段階で遵守されていない事例に関して、不遵守の要因整理や扱い方のルールを整理・検討を行う。

		「10の基準」上、変更は 不要		「10の基準」上、変更が 必要		
例	仕様変更内容	商品表示変更を伴わないパッケージ変更 ✓ お茶の季節ごとのリニューアルによるパッケージ変更	成分・機能・内容量の変わらない仕様変更 ✓ 加工食品における原料原産地の表記追加	期間限定の仕様変更 ✓ スナック菓子の期間限定増量	定番商品のリニューアル ✓ スポーツ飲料の成分の変更を伴うリニューアル	新商品の発売 ✓ 定番商品シリーズから生まれた新商品の発売
	GTIN	変更していない	変更していない	変更していない	変更していない	変更している
対応方針		遵守しており 対応不要	遵守しており 対応不要	基準通り 運用すべき (新規設定)	基準通り 運用すべき (新規設定)	遵守しており 対応不要
想定論点		✓ GTINの変更ルールでは捉えきれない、細かな仕様変更を一意に特定するための管理方法はどうあるべきか ※下期議論（後述）		✓ 「10の基準」遵守を妨げる要因(商慣習)は何か ✓ 「10の基準」遵守する場合の、卸・小売サイドへの影響はあるか/どのようなものか - 棚札変更の工数 - 仕様変更時の親子紐づけ ✓ どのような運用ルールとすべきか - 新商品の定義 - 非新商品の扱い方		

昨年度に引き続き、GTINの運用に関する事例収集を実施。下記の内容を踏まえ、GTIN運用に関するあり方について検討を実施。

分科会に先立つ事例収集	
GTINの運用実態	「10の基準」遵守時の懸念点
<新規設定必要だが“設定しない” ケース> ✓ 成分や機能に大きな変更がない場合は設定しない ✓ 期間限定の増量で自然切替とする場合は、小売センターからの返品や自社センターでの在庫消化処理を回避するためにGTINを据え置く ✓ 提供価値が変わらない場合や、小売が新規設定を求めない場合はGTINを新規に設定しないケースも存在 ✓ いずれのリニューアルにおいても、定番品の場合はGTINを変更しないケースも ✓ 「10の基準」を基にして、独自基準を設けているケースも多い <本来は新規設定不要だが“設定する” ケース> ✓ 自動倉庫・物流システムの都合で、外寸変更が20% 以内の場合でもGTIN（ITF）を変えるケースがある ✓ 単品GTINと複数の外装箱GTINを同時に在庫できない倉庫システムへの対応で、単品GTINを変更するケースも存在	✓ 小売側からシステムへの商品登録料や商品情報入力を求められるケースがある ✓ 取引条件の交渉が発生するのではない ✓ 旧商品の返品やそれに係る在庫の引き取りコストが大きな懸念。非新商品の場合は返品が発生しない運用（自然切替）にできるか ✓ （期間限定品でGTINを新規設定する場合）通常品へ戻す際の棚割りや販売実績が分断されるリスクがあり、通常品への「先祖返り」が確約されるか ✓ 着荷主（卸店・小売店センター）において、入数の異なる（＝GTINが異なる）ケースが同時的に入荷される場合でも、問題なくロケーション管理・在庫管理ができるか（発注の際等、同じSKUとして扱えるか） ✓ 物流上、外寸20%変更でのGTIN付番では管理が難しい（より厳しい基準とすべき） ⇒外装箱と個包装で閾値を分けた上で、GTIN/CPVでの管理方法が必要

昨年度調査で判明したGTINの設定を防ぎうる商慣習については、ガイドライン上で「あるべきでない」とする想定。独禁法等との関連性は現時点で精査中だが、特に「新商品ではない」商品については商慣習の是正を明示して記載する。



新商品区分/フラグの有無により識別

ガイドライン記載イメージ

昨年度調査で判明した、下記の商慣習については「GTINの新規設定を妨げる」一因となっており、あるべきではない。

- ✓ 取引条件の交渉（登録料の請求含む）
- ✓ 旧JAN商品の返品（原則的に、「前JANあり商品」は自然切替となる）

※2026年度中に施行

別表1参照

業務の変化について（メーカー）

GTINが変更となる場合、システム上での旧JAN/新JANの紐づけを行っていただく必要がある。

ToBe

新規設定しない場合 GTINを	～出荷50～30週前	～出荷28～24週前	～出荷28～26週前	～出荷20～16週前	～出荷12週前	～出荷12～4週前	N/A	～出荷1週後
	1. 仕様変更の決定 - 仕様変更を決定 - GTIN据え置きを確認 - 得意先への通知	2. 商品規格書の改訂 - 原材料/栄養/アレルギー等をの記載値更新 - 表示案（一括表示等）の作成・校了	3. 社内マスタ登録 社内マスタへの登録（社内コードのみ発番）	4. 資材手配 - 版下のFIX - 更新した包装/資材の手配/発注	5. 对外通知 - 営業担当→取引先へ仕様変更の連絡 - 卸へのコード変更依頼	6. 生産 量産	7. 出荷 出荷実行	8. 発売後フォロー 表示齟齬/クレームの有無を確認
新規設定する場合 GTINを	～出荷50週前	～出荷28～24週前	N/A	～出荷16週前	N/A	～出荷12～4週前	～出荷1週前	～出荷1週後
	1. 仕様変更の決定 - 商品改良等、仕様変更を決定 - GTIN設定要否の判断実施 - 得意先への通知	2. 商品規格書の改訂 - 原材料/栄養/アレルギー等をの記載値更新 - 表示案（一括表示等）の作成・校了	3. 社内マスタ登録/GTIN発番 - 社内マスタへの登録 - JANコード・ITFコードを発番 - 旧→新の関係を登録（紐づけ管理/代表商品登録等）	4. 資材手配 - 版下のFIX - 更新した包装/資材の手配/発注	5. 对外通知 - 営業担当→取引先へ仕様変更/新旧対比（新旧対比表）の連絡 - 卸へのコード変更依頼	6. 生産 量産	7. 出荷 - 出荷実行 - 営業担当→取引先へ店頭/ECの表示・棚札を切替を依頼 ※納品の切替タイミングを伝え、店頭の商品の切替は小売側で制御	8. 発売後フォロー 表示齟齬/クレームの有無を確認

システム上で旧JAN/新JANを記録・紐づけを行う

新商品でない商品（前述）に関しては、返品等は行わない

業務の変化について（卸・小売）

GTINが変更となる場合、マスタ上での登録、及びシステム上での旧JAN/新JANの紐づけを行っていただくとともに、必要に応じロケーション管理を行っていただく必要がある。

ToBe

新規設定しない場合
GTINを

卸：～発売12週前
小売：～発売5週前

- 1. 仕様変更の連絡受領・確認**
・仕様が変更となる旨、及び変更内容について、メーカー担当者より連絡を受領

卸：～発売0週前
小売：～発売4週前

- 2. 商品マスタの更新**
・変更があった項目を更新

卸：～発売0週前
小売：～発売4週前

- （外寸等に影響がある場合）**
3. 物流設定の更新
・物流システム上の寸法/重量（単品、ボール、ケース夫々のサイズ・重量）を更新

卸：～発売11週前
小売：～発売4週前

- 4. 周知・注意点共有**
・店舗/取引先へ仕様変更の旨を周知・共有
・有効開始日ベースで棚割りマスタを更新する。
・プライスカード、陳列指示書を作成する。

卸：～発売0週前
小売：～発売1週前

- 5. EC/カタログ掲載情報の差替**
・画像や説明を差替、掲載情報を更新
（有効開始日ベースで画像や説明掲載情報を更新し、有効開始日が到来したタイミングで自動差替を行う）

卸：～発売0週前
小売：～発売0週前

- 6. 受入・陳列/出荷(切替当日)**
・旧品と同様の運用で受入/棚入
・なお、仕様変更に伴いプライスカード上の記載と異なる場合は、棚札を差替。また、事前に旧品の店頭在庫を消化。

新規設定する場合
GTINを

卸：～発売12週前
小売：～発売5週前

- 1. 仕様変更の連絡受領・確認**
・仕様が変更となる旨、及び変更内容について、メーカー担当者より連絡を受領

卸：～発売7週前
小売：～発売4週前

- 2. 商品マスタの登録**
・新たなGTINを商品マスタに登録/更新
・旧/新GTIN商品の紐づけ・確認

卸：N/A
小売：～発売4週前

- （外寸等に影響がある場合）**
3. 物流設定の更新
・物流システム上の寸法/重量（単品、ボール、ケース夫々のサイズ・重量）を更新

卸：～発売11週前
小売：～発売4週前

- 4. 周知・注意点共有**
・店舗/取引先へ仕様変更の旨を周知・共有
・有効開始日ベースで棚割りマスタを更新する。
・プライスカード、陳列指示書を作成する。

卸：～発売0週前
小売：～発売1週前

- 5. EC/カタログ掲載情報の差替**
・画像や説明を差替、掲載情報を更新

卸：～発売0週前
小売：～発売0週前

- 6. 受入・陳列/出荷(切替当日)**
（卸）・誤出荷防止のために旧品と別のロケーションで受入/棚入
・旧品の店頭在庫を消化させた後に棚札を差替。

✓ 更新ではなく、登録が必要

個社状況に応じ、ロケーション管理を行う

店頭在庫/棚札の差替はGTIN新規設定する/しない、いずれの場合でも必要

下期の分科会について

下期の分科会では、①GTINに関するガイドラインを最終化するとともに、②GTIN以外の識別方法を検討。①に関連する個別の論点は、小分科会を設け検討を行う

#	日時	アジェンダ	参加メンバー	
1	11/5（水） 15時-16時半	※小分科会 [基準7]裏面情報の変更に関する基準検討 ✓ 裏面情報等で、どのような例が「販促のための」ものとされるか	• カルビー • 味の素 • キリン • 日清食品 • サントリー	• Mizkan • ユニリーバ • ユニ・チャーム • ライオン
2	11/11（火） 14時-15時半	※小分科会 [基準4/8]外寸・総重量の変更程度と設定ルールの検討 ✓ 外寸・総重量の変更程度は20%が望ましいか ✓ 自動倉庫への適用等を踏まえ、「ITFのみの変更」は適切か	• 加藤産業 • 日本アクセス • あらた	
3	11/19（水） 15時-16時半	次年度体制の検討 ※ルールWGと合同 ✓ GTINルールの徹底のために、どのような監督体制があるべきか	• 味の素 • サントリー • 花王 • イオン	• IY • サミット • JII • プラネット • 日食協
4	12/3（水） 15時-16時半	GTINルールに関するガイドライン検討 ✓ ガイドライン素案を基に、内容や表現は適切か	• 全社	
5	12/9（火） 15時-16時半	GTIN以外の識別方法に関する検討 ✓ GTIN以外で、どのような方法で識別するか	• 全社	

大前提、商品情報PF上で商品情報は一意に識別可能であるべき。
但し、現時点で想定する「10の基準」では、あらゆる仕様変更でのGTINの新規設定は行われない。

前提

モノと情報が一致することを念頭に、あらゆる仕様の変更は商品情報PFにも連携される

別表1「10の基準」で**識別可能な**商品の仕様変更例

- ✓ 原材料/アレルギー/成分の変更
- ✓ 内容量の変更（「個」表記等を除く）
- ✓ 20%以上の外寸/総重量の変更
- ✓ 認証の変更

別表1「10の基準」で**識別できない**商品の仕様変更例

- ✓ 製造地/原産地（原料原産地含む）の変更
- ✓ 成分・機能・内容量等が変更されない商品パッケージの変更（裏面に表示される、販促でないレシピ等も含める）
- ✓ 20%未満の外寸/総重量の変更

どのような仕様変更であれど、情報の変更時には正確な情報が即時的に商品情報PFに連携されるものとすべき

但し、JANの設定により一意とすることは、製・配・販の運用上影響が大きいいため、GTIN(JAN+ITF)及びメーカープライベートコードや商品情報PFの更新機能を用いて、一意に識別を行いたい。

あらゆる仕様変更をGTINのみで識別（＝「10の基準」の厳格化）する場合

運用への影響	商品情報登録者 (メーカー側)	✓ 商品登録に係る作業の増加 (GTINの採番・パッケージの変更等) ✓ 新たなGTINの共有等のコミュニケーションコストの増加
	商品情報利用者 (卸・小売側)	✓ 自社マスタへのデータ登録作業増加 ✓ 発注単位であるGTINの高頻度な変更による、現場での発注ミス増加 ✓ 在庫管理の複雑化（売り切りの高頻度化） ✓ 販売実績データの分断

商品情報登録者・利用者双方で**現行の運用への影響が大きい**ため、
発注・在庫管理等で識別が必要な変更のみGTINで識別+細かな仕様変更はメーカープライベートコードや更新履歴で識別する形としたい（具体的な識別方法は下期分科会にて検討）